

介護福祉士実務者研修 受講資金貸付申請者募集のご案内

介護福祉士の資格取得を目指して介護福祉士実務者研修施設に在籍している方を対象とした受講費用の貸付制度です。

無利子



貸付額

介護福祉士
実務者研修受講費

20万円以内

返還免除

介護福祉士資格取得後、
2年間継続して介護職に従事すると

全額返還免除!

※返還免除の要件はホームページをご覧ください。

募集期間

第1期 平成30年4月16日(月)～5月18日(金) 必着

第2期 平成30年10月1日(月)～10月31日(水) 必着

※介護福祉士実務者研修施設から茨城県社会福祉協議会への申請期間です。

貸付対象となる方

介護福祉士実務者研修施設(以下「養成施設」という)に在籍する(又は入学手続きが済んでいる)方で、次の全てを満たす方。

- (1)次の申請対象期間中に養成施設等に在籍している
〈第1期申請対象期間〉平成30年1月～6月 〈第2期申請対象期間〉平成30年7月～12月
- (2)次の①から③のいずれかを満たしている
①県内に住民登録している ②県内の養成施設等に在籍している
③養成施設等の学生となった年度の前年度に茨城県に住民登録していて、養成施設等での受講のために県外に転居した
- (3)平成31年の介護福祉士国家試験を受験できる
- (4)他県等が実施する同種の修学資金を借り受けていない
- (5)卒業後、介護福祉士として登録し、継続して2年以上県内の社会福祉施設等で介護業務等に従事する意思を有する

申請方法等

- ・在学する介護福祉士養成施設を通して申請していただきます。
- ・申請には介護福祉士養成施設長の推薦が必要です。
- ・申請書のほか、住民票、世帯の所得を証明する書類、連帯保証人の署名捺印(所得証明、印鑑登録証明書添付)等が必要となります。

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部(人材自立育成担当)

☎029-350-8366

茨城県社協介護福祉士実務者研修受講資金貸付

検索

お問い合わせ先

